

# 農業用資材などの購入費の一部を助成

農業者や農業法人を対象に、補助金を交付します。

## 対象者

- ▽令和6年4月1日時点で、町内に住所を有する農業者と町内に所在地を有する農業法人
- ▽令和5年分または直近の事業年度で農業収入として、農畜産物販売金額が100万円以上の方

## 対象要件

- ▽農業を営み、令和7年度以降も事業継続する意思があること。
- ▽町税を滞納していないこと。 など

## 補助金額・対象経費

- ▽上限5万円(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの農業用資材などを購入した費用に対し、2分の1に相当する額の範囲内)



### ○対象となる農業用資材など

- ・ 段ボール箱、出荷用ネット、花き用鉢、包装フィルムや米穀用紙袋などの農産物の出荷または販売する際に使用する梱包用消耗資材やビニールフィルム、寒冷紗(かんれいしゃ)や防虫ネットなどの被覆資材、農業用マルチシート、農薬、家畜伝染病防疫のための消毒用石灰など。

## 注意事項

- ▽補助金の交付は、対象者につき1回まで。
- ▽肥料や配合飼料、粗飼料、園芸用施設の加温設備の運転に要する重油および灯油などは対象となりません。
- ※ 詳しくは町ホームページをご覧ください。



▲町ホームページ

**申請期限** 令和7年1月31日(金) 予算がなくなり次第終了(先着順)

**申し込み・問い合わせ先** 産業観光課 農政係 ☎(48)1111(内1223)

# 配合飼料などの購入費の一部を助成

畜産農業を営む農業者や農業法人を対象に、補助金を交付します。

## 対象者

- ▽令和6年4月1日時点で、町内に住所を有する農業者と町内に所在地を有する農業法人

## 対象要件

- ▽乳用牛か肉用牛、または採卵鶏を飼育する畜産農業を営み、令和7年度以降も事業継続する意思があること。
- ▽町税を滞納していないこと。 など

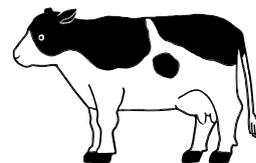
## 補助金額・対象経費

- ▽上限50万円(令和6年4月1日から令和6年12月31日までの高騰する配合飼料などの経費の一部に対し、10分の1に相当する額の範囲内)



### ○対象となる配合飼料など

- ・ 家畜に給与される配合飼料
- ・ 配合飼料の主な原料となるトウモロコシ、マイロ、大麦、小麦など
- ・ 乾牧草、稲わら類などの粗飼料



## 注意事項

- ▽補助金の交付は、対象者につき1回まで。
- ※ 詳しくは町ホームページをご覧ください。

**申請期限** 令和7年1月31日(金) 予算がなくなり次第終了(先着順)

**申し込み・問い合わせ先** 産業観光課 農政係 ☎(48)1111(内1223)



▲町ホームページ

